

ID: 1316

担当部署: まちづくり部 都市計画課

処分の概要	認定計画の変更認定		
法令名称 根拠条項	中心市街地の活性化に関する法律 第25条第1項		
法令番号	平成10年法律第92号		
【基準】 法第25条の規定による。 (認定計画の変更) 第25条 計画の認定を受けた者(次条から第31条まで及び第82条において「認定事業者」という。)は、当該計画の認定を受けた第22条第1項の計画(第28条及び第31条において「認定計画」という。)の変更(国土交通省令で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、市町村長の認定を受けなければならない。 2 前2条の規定は、前項の規定による変更の認定について準用する。			
標準処理期間	20日		
備考			
設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	令和 8 年 2 月 1 日